平成２５年（フ）第８０５号
仙台市太白区中田１丁目14番45―108号
債務者　柴崎　正孝
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８０７号
仙台市青葉区吉成３丁目13番13号
債務者　大里　直美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
秋田市広面字板橋添65番地１　メゾン広面105号
債務者　増子　　重
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４号
秋田市手形山西町２番４―１号、前住所秋田市泉一ノ坪６番10号
債務者　石塚　良江
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７号
秋田県大仙市花館字間倉洲崎14番地１
債務者　佐々木祐子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４８号
秋田県大仙市大花町１番７号　大花都市再生住宅208
債務者　佐藤みちる
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２９１号
茨城県下妻市砂沼新田63番地21
債務者　松本美佐子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８２５号
千葉県船橋市習志野台４丁目72番19号
債務者　森山　　誠（旧姓齋藤・小高）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８７５号
千葉県習志野市袖ヶ浦２丁目第３街区第４号棟第203号室、住民票上の住所東京都江戸川区松江７丁目26番１―215号
債務者　小原　七重
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後６時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１８号
千葉県浦安市堀江１丁目４番14号　コーポ広瀬201
債務者　桐山　一夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０３号
千葉県八千代市大和田274番地36
債務者　饗場　　尋
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１９号
千葉市花見川区検見川町３丁目308番地１　市川ハイツ101号
債務者　濱川　有紀（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２０号
千葉市花見川区宮野木台３丁目３番１号　ルミエール205号
債務者　坂田　千恵
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２２号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番５棟103号
債務者　曽谷　正次
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２８号
千葉県船橋市行田町59番地12　レオネクスト行田101号
債務者　伊藤　勝美
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４３号
千葉市中央区祐光４丁目17番１号　第二コーポ八重106号、申立時の住所千葉市若葉区高品町201番地13
債務者　市川　重朗
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４８号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目502番地１　コア中村205号
債務者　海老澤慶三
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係